

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和7年2月5日(水)午後1時26分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村	田	和	弘	
2番	山	口	吉	広	
3番	藤	本	直	樹	
4番	上	田	幸	子	
5番	岡	井	文	彦	
6番	田	中	壽	嗣	
7番	内	田	裕	夫	
8番	石	塚	加	津	美
9番	西	村	九	三	男
10番	西	村	和	樹	
11番	西	野	英	紀	
12番	松	本	吉	博	
13番	森		一	博	
14番	加	瀬	千	代	
15番	寺	内	一	郎	
16番	戸	田	治	巳	
17番	内	田	孝	司	
18番	村	田	良	文	
19番	樋	口	敏	昭	
20番	林		吉	一	

4. 会議録署名委員

5番	岡	井	文	彦	
8番	石	塚	加	津	美

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	奥	隆	宏
農業委員会事務局次長	籾	内	雄基
農業委員会事務局	高	橋	華寿紀
農業委員会事務局	三	宅	七聖

6. 議事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可)	2件
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に 対する意見について(5条許可)	1件
議案第3号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定 について(利用権設定)	21件
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地 転用届出について(4条届出)	1件

7. 会議の経過

(事務局長)

皆さん、ちょっと早いですけども、令和7年第2回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員が6名中6名、全員出席で定足数に達していますので、総会は成立しております。

また、さる1月27日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

2番 山口委員

7番 内田裕夫職務代理者

16番 戸田委員

19番 樋口委員

事務局2名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- | | | |
|-------|---|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可) | 2件 |
| 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
対する意見について(5条許可) | 1件 |
| 議案第3号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の
決定について(利用権設定) | 21件 |
| 報告第1号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届
出について(4条届出) | 1件 |

それでは、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名をいたします。5番の岡井委員、8番の石塚委員、両名の方、どうぞよろしく願いをいたします。

(会長)

それでは、議案第1号から進めてまいります。農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

まず議案第1号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号3と受付番号4の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

続きまして、議案第1号受付番号3の案件につきまして、まず事務局より説明を願います。

(事務局長)

それでは、議案第1号受付番号3について、議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。譲渡人の持分が農地によって異なるため、詳細については議案書2ページの別紙をご覧ください。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書3ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページと2ページをご覧ください。

会長よろしくお願います。

(会長)

ただ今、議案第1号受付番号3の案件につきまして、説明がありましたが、この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

3条の生前贈与の案件ですが、よろしいですか。よろしゅうございますか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号3を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

(会長) 続きますして、議案第1号受付番号4の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第1号受付番号4について、議案書4ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書5ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長) 議案第1号受付番号4の案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

この案件も生前贈与の案件ですが、よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号4を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

それでは、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

まず議案第2号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員) 議案第2号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長) それでは続きますして、議案第2号受付番号1の案件につきまして、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号1について、議案書6ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。現在建っている農小屋を取り壊し、後継者である子の居宅を建築される内容となっています。

また、農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書案については、議案書7ページから9ページ上部をご覧ください。7ページ下側のとおり、許可基準の該当事項は、街区の面積に占める宅地の面積が40パーセントを超えているため、第3種農地の要件を満たすとなっております。

本日、机の上に置かせていただきました、資料Aをご覧ください。街区とは、道路等によって区画が形成されている地域のことです。その街区の面積に対して、宅地部分の面積が今回の場合は約54パーセントでございますので、要件は満たしていると思われまします。議案書に戻っていただいて、9ページ下部には、許可の基準となります運用通知の抜粋をお付けしております。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページと5ページをご覧ください。5ページにつきましては、土地利用計画図となっております。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号1の説明がただ今、事務局からありました。この件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

5条の許可の案件となっておりますが、よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1を許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府のほうに進達をいたします。

それでは、議案第3号に入ります。議案第3号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定

(会長) を議題といたします。

これから審議をしていただく議案第3号受付番号14につきましては、●●●●委員に関する案件ですので、久御山町農業委員会会議規則第20条に基づきまして、退席をよろしくお願いいたします。

(●●●●委員 午後1時35分 退席)

(会長) それでは、退席をしていただいたところで、議案第3号受付番号14につきまして、現地調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●委員) 調査の結果を報告いたします。議案第3号受付番号14につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地につきましては、特に問題ないものと思われま

す。

(会長) 続きまして、議案第3号受付番号14について、事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第3号受付番号14について、議案書10ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書11ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第3号受付番号14について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号14について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●●●委員 午後1時37分 入室)

(会長)

それでは、これから審議をしていただく議案第3号受付番号15につきましては、●●●●委員に関する案件でございますので、先ほどと同じく会議規則第20条に基づきまして、退席をお願いいたします。

(●●●●委員 午後1時37分 退席)

(会長)

それでは、議案第3号受付番号15について、まず現地調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●委員)

では、報告させていただきます。議案第3号受付番号15の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

続きまして、議案第3号受付番号15について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号15について、議案書12ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書13ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

会長よろしくお願いたします。

(会長)

議案第3号受付番号15、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号15について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●●●委員 午後1時39分 入室)

(会長)

続きまして、議案第3号受付番号16から受付番号34について、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号16から受付番号34の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

続きまして、議案第3号受付番号16から受付番号19、4件ございますが、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号16について、議案書14ページをご覧ください。

次に、議案第3号受付番号17について、議案書15ページをご覧ください。

次に、議案第3号受付番号18について、議案書16ページをご覧ください。

最後に、議案第3号受付番号19について、議案書17ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書18ページをご覧ください。

(事務局)

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 7 ページ、8 ページ、9 ページ、10 ページ、11 ページ、12 ページ、13 ページ、8 ページから 13 ページをご覧ください。
会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 3 号受付番号 16 から受付番号 19、この 4 件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問ないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 16 から受付番号 19 について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第 3 号受付番号 20 について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第 3 号受付番号 20 について、議案書 19 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第 18 条調書については、議案書 20 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 14 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 3 号受付番号 20 について、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 20 について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいた

(会長)

します。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号21について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号21について、議案書21ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書22ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の15ページ、16ページ、17ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第3号受付番号21、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号21について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号22について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号22について、議案書23ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書24ページをご覧ください。

(事務局)

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の18ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号22について、ご意見ご質問等はありませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第3号受付番号22について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号23に入ります。まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号23について、議案書25ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書26ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の19ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号23について、説明がございましたが、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号23について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号24の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号24について、議案書27ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書28ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の20ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第3号受付番号24について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号24について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号25と受付番号26、この2件について、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号25について、議案書29ページをご覧ください。

次に、議案第3号受付番号26について、議案書30ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書31ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の21ページ、22ページ、23ページ、24ページ、25ページ、21ページから25ページまでをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号25と受付番号26、この2件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

(●委員 午後1時50分 退席)

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号25と受付番号26について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号27から受付番号30、4件ですが、借り手が同じ方ですので、これもまとめて審議をします。まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号27について、議案書32ページをご覧ください。

次に、議案第3号受付番号28について、議案書33ページ上段をご覧ください。

次に、議案第3号受付番号29について、議案書33ページ下段をご覧ください。

最後に、議案第3号受付番号30について、議案書34ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書

(事務局)

35ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の26ページ、27ページ、28ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号27から受付番号30、4件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

(●委員 午後1時51分 入室)

(会長)

いかがでしょうか、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号27から受付番号30について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号31から受付番号33、3件ございますが、これも借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。まず事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号31について、議案書36ページ上段をご覧ください。

次に、議案第3号受付番号32について、議案書36ページ下段をご覧ください。

最後に、議案第3号受付番号33について、議案書37ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書38ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の29ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号31から受付番号33について、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号31から受付番号33について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号34の案件について、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号34について、議案書39ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書40ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の30ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号34について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案3号受付番号34について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

本日の審議案件につきましては、これで全て終わりたいと思います。これより報告案件に入ります。

(会長) 報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、4条の届出ですが、事務局より報告を願います。

(事務局) それでは、報告第1号受付番号1について、議案書41ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の31ページをご覧ください。

本件については、令和7年1月9日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長) ただ今、報告第1号受付番号1の報告がございましたが、これにつきまして、何かご意見等ございますか。

よろしいですか。特にご意見等もございませんので、本日予定をしておりました審議と報告はこれで全て終わりたいと思います。

————— 午後1時56分 終了 —————